

松江市公共交通利用促進市民会議設置要綱 新旧対照表 案

改正後	現行
第1条～第12条 略 第13条 (1) 略 (2) 事務局は、松江市歴史まちづくり部<u>交</u> <u>通政策課</u>に置く。 (3) 略 第14条～第17条 略	第1条～第12条 略 第13条 (1) 略 (2) 事務局は、松江市歴史まちづくり部 <u>都市政策課</u>に置く。 (3) 略 第14条～第17条 略